

国立大学法人愛媛大学兼業規程

平成31年4月1日

規則第32号

国立大学法人愛媛大学兼業規程（平成16年4月1日規則第72号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学職員就業規則第40条第2項の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学（以下「本学」という。）の職員の兼業に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において、「役員等」とは、会社その他の団体の取締役（代表取締役を含む。）、業務を執行する無限責任社員、理事、支配人その他これらに準ずる者（発起人及び清算人を含む。）、顧問及び評議員をいう。

2 この規程において、「兼業」とは、職員が、報酬の有無にかかわらず、継続的又は定期的に、会社その他の団体の役員等若しくは事業に関する職を兼ね、又は自ら営利企業を営むことをいう。

（許可申請）

第3条 職員が兼業を行う場合は、事前に学長に申し出て、許可を得なければならない。

2 兼業の許可申請手続等は、国立大学法人愛媛大学職員の兼業の許可申請手続等に関する細則に定める。

（許可等の決定）

第4条 学長は、職員から申請のあった兼業について審査し、許可又は不許可（以下「許可等」という。）を決定する。

2 学長は、兼業の審査に当たり判断に疑義がある場合は、兼業審査委員会に審査を付託し、その意見を参考に許可等を決定する。

3 兼業審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（権限の委任）

第5条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、各部局等の長以外の職員が、第8条第1号から第3号までに規定する兼業以外の兼業に従事する場合、学長は、許可権限を各部局等の長に委任することがある。

（許可の取消し）

第6条 許可された兼業が次条各号の一に該当することとなった場合は、学長は当該兼業の許可を取り消す。

（不許可とする兼業）

第7条 兼業は、職員としての業務遂行に支障をきたさず、本学の利益に相反せず、かつ、本学の名誉又は信用を傷つけない範囲で行うものとし、次の各号の一に該当する兼業は、原則として許可しない。

(1) 営利企業の事業に関与する場合（次条各号に掲げるものを除く。）

- (2) 医療法人及び社会福祉法人の理事長、理事、監事、顧問及び評議員並びに病院長（医療及び療養機関の長を含む。）を兼ねる場合
- (3) 学校法人及び放送大学学園の理事長、理事、監事及び学校長並びに専修学校、各種学校若しくは幼稚園の設置者又はこれらを設置する団体の理事長、理事、監事及び学校（園）長を兼ねる場合
- (4) 公益法人及び法人格を有しない団体の会長、理事長、理事、監事、顧問及び評議員を兼ねる場合（第9条に掲げるものを除く。）
- (5) 部局長等が地方公共団体の執行機関の委員を兼ねる場合
- (6) 大学等の入学試験の準備を目的として設置若しくは開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合
- (7) 公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学の長を兼ねる場合
- (8) 公立、私立の図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合
- (9) 国会、裁判所、防衛省、公共企業体又は地方公共団体に附置された機関若しくは施設の長を兼ねる場合
（営利企業における兼業）

第8条 前条第1号の規定にかかわらず、学長は次の各号に掲げる営利企業における兼業を許可することができる。

- (1) 技術移転事業者又は研究成果活用企業の役員等の職を兼ね、別に定める国立大学法人愛媛大学教員の技術移転事業者の役員及び研究成果活用企業の役員との兼業に関する細則の規定に基づくもの
- (2) 株式会社等の監査役又は社外取締役の職を兼ね、別に定める国立大学法人愛媛大学教員の株式会社等の監査役等との兼業に関する細則の規定に基づくもの
- (3) 自ら営利事業を営む兼業で、別に定める国立大学法人愛媛大学職員が自ら営利事業を営む兼業に関する細則の規定に基づくもの
- (4) 学長が産学連携、地域活性化、社会貢献等に資すると特に認めた営利企業における兼業
（法人等の兼業）

第9条 第7条第4号の規定にかかわらず、教育、学術、文化又はスポーツの振興を図ることを目的とする法人等で、特に公益性が高いと認められる法人等の役員等の職を兼ねる場合は、学長は兼業を許可することができる。

（労働時間内の兼業）

第10条 次の各号に掲げる兼業に従事する場合は、正規の労働時間の一部を割いて兼業に従事することができる。

- (1) 技術移転事業者の役員等の職を兼ねるもの
- (2) 研究成果活用企業の役員等の職を兼ねるもの
- (3) 本学が管理する特許の実施のための契約に基づく技術指導等の兼業

2 労働時間内の兼業に関する取扱いは、国立大学法人愛媛大学教員の労働時間内兼業に関する細則に定める。

(休職による兼業)

第11条 教員が研究成果活用企業の役員等の兼業に従事する場合で、次に掲げる各号のいずれにも該当し、かつ、主として当該役員等への業務に従事する必要があり、本学の業務に従事することができないと認められる場合は、休職して兼業に従事することができる。

- (1) 兼業先の事業において活用される研究成果を、当該教員が自ら創出している場合。
- (2) 教員が就こうとする役員等としての業務の内容が、主として研究成果を活用する事業に関係する場合。

(短期間の兼業)

第12条 第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する兼業に従事する場合(任期の定めのある場合を除く。)は、許可の申請を要せず、部局等の長への届出を持って足りる。

- (1) 1日限りの兼業に従事する場合
 - (2) 2日以上6日以内の兼業に従事する場合で、当該兼業の総従事時間数が10時間未満の場合
- 2 前項の日数の算定に当たっては、従事する日に間隔がある場合においても、当該期間内にあらかじめ従事する日が定まっており、当該業務の内容に継続性が認められる場合は、従事する日の全てを合算する。

(無報酬の兼業)

第13条 職員が無報酬で本務以外の業務に従事する場合の取扱いは、国立大学法人愛媛大学職員が無報酬で本務以外の業務に従事する場合等に関する細則に定める。

(兼業の期間)

第14条 兼業の期間は、2年以内とする。ただし、法令等に任期の定めのある兼業については、4年を限度として許可することができる。

- 2 前項の兼業の期間は、許可を得て更新することができる。

(適用除外)

第15条 この規程は、有期契約職員には適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に改正前の第6条の規定により許可された兼業については、改正後の第4条の規定により許可されたものとみなす。